（三）再生医療等製品の場合
（略）
（削る）

（略）
備　考
1～3　（略）
4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
様式第二号（第五条、第九十一条の三、第九十一条の八十一関係）
（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合
（略）
備　考
1～4　（略）
5　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合
（略）
備　考
1～4　（略）
5　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（三）再生医療等製品の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
様式第四号（第八条、第九十一条の六、第九十一条の八十四関係）
（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合
（略）
備　考
1～4　（略）
5　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合
（略）
備　考
1～4　（略）
5　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（三）再生医療等製品の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（三）再生医療等製品の場合
（略）
収入印紙（消印をしないこと）

（略）
備　考
1～3　（略）
（新設）
様式第二号（第五条、第九十一条の三、第九十一条の八十一関係）
（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合
（略）
備　考
1～4　（略）
（新設）
（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合
（略）
備　考
1～4　（略）
（新設）
（三）再生医療等製品の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
（新設）
様式第四号（第八条、第九十一条の六、第九十一条の八十四関係）
（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合
（略）
備　考
1～4　（略）
（新設）
（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合
（略）
備　考
1～4　（略）
（新設）
（三）再生医療等製品の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
（新設）